

30福保子保第6365号

平成31年4月1日

各区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部

保育支援課長 木村 総司

(公印省略)

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の  
経理等について」3(2)に対する東京都の取扱いについて

私立保育所に対する委託費の経理等については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による  
私立保育所に対する委託費の経理等について(平成27年9月3日付府子本第254号、雇児発0930  
第6号)」(以下「経理等通知」という。)により運用されているところであり、経理等通知3(2)  
について、東京都では、下記のように運用しています。

また、区市町村独自の補助事業(一般財源化、交付金化された事業を含む。)についても、区市町  
村が認めた場合、経理等通知における委託費収入に含めて良いものとして処理しています。

今般、東京都における取扱い及びその考え方について、あらためてお示しいたしますので、管内私  
立保育所へご周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、都外に所在する民間施設の東京都における取扱い等を定めた「子ども・子育て支援法附則  
第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に係る都内私立保育所における取  
扱いについて(平成28年4月28日付28福保子保第404号)の取扱いについては変更ありませ  
ん。

## 記

### ○ 東京都における委託費収入の取扱い

経理等通知に基づき、私立保育所は、区市町村から支払われる委託費のうち、当該年度の委託費  
収入の30%以下について、当期末支払資金残高として保有することが出来ることとなっています。

東京都においては、当期末支払資金残高の上限額の算定に用いる委託費収入に、委託費のほか、  
「東京都保育士等キャリアアップ補助金(保育士等キャリアアップ補助金を含む。)」及び「東京都  
保育サービス推進事業補助金(保育サービス推進事業補助金)」を含めて良いこととしています。  
このほか、区市町村が認めた場合は、区市町村独自の補助事業について委託料収入に含めて良いこ  
ととしています。

なお、この考え方は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(保育所)」によって各保  
育所を支援していた平成26年度までと同様の取扱いとなります。

<本通知に関すること>

保育支援課保育計画担当 各地区担当 電話:03-5320-4128

<委託費及び各種補助金に関すること>

保育支援課保育助成担当 各事業担当 電話:03-5320-4129